◎持続可能な医療保険制度を構築する

ための国民健康保険法等の一部を改

正する法律

(平成二七年五月二九日法律第三一号)

提案理由(平成二七年四月一五日・衆議院厚生労働委)

たします。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明い

○塩崎国務大臣」ただいま議題となりました持続可能な医療保の場所を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法では、

ることとしています。

これを踏まえ、持続可能な社会保障制度の確立を図るための創設の措置を講ずることとし、この法律案を提出いたしましい運営責任の都道府県への移行等による医療保険制度の財政基盤の安定化、被用者保険者に係る後期高齢者支援金の全面総報盤の安定化、被用者保険者に係る後期高齢者支援金の全面総報盤の安定化、被用者保険者に係る後期高齢者支援金の全面総報との創設の措置を講ずることとし、この法律案を提出いたしましの創設の措置を講ずることとし、この法律案を提出いたしまして、持続可能な社会保障制度の確立を図るためのこれを踏まえ、持続可能な社会保障制度の確立を図るためのこれを踏まえ、持続可能な社会保障制度の確立を図るための

心的な役割を担うことにより、国民健康保険制度の安定化を図的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中選営を担い、国民健康保険の財政運営の責任主体として、安定おります。また、都道府県が、市町村とともに国民健康保険の財政制度の安定的な運営が可能となるよう、国民健康保険への財政制度の安定的な運営が可能となるよう、国民健康保険への財政制度の安定的な運営が可能となるよう、国民健康保険に、国民皆保険を支える重要な基盤である国民健康保険第一に、国民皆保険を支える重要な基盤である国民健康保険

者保険者の後期高齢者支援金の額の全てを標準報酬総額に応じ負担とし、被用者保険者相互の支え合いを強化するため、被用第二に、後期高齢者支援金について、より負担能力に応じた

八九

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律

者の負担を軽減する措置を拡充することとしています。た負担とするとともに、高齢者医療への拠出金負担の重い保険

差がある場合には、その要因を分析し、必要な対策を講ずるこを定めるとともに、毎年度の進捗状況を公表し、目標と実績に医療費適正化計画において、医療に要する費用についての目標第三に、医療費適正化の取り組みを実効的に推進するため、

ととしています。

険外併用療養費制度として患者申し出療養を創設することとしを迅速に保険診療と併用して行うことができるよう、新たな保安全性及び有効性を確認しつつ、高度な医療技術を用いた医療等四に、困難な病気と闘う患者からの申し出を起点として、

三十年四月一日としています。
最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、平成化、入院時食事療養費の見直し等を行うこととしています。以上のほか、全国健康保険協会に対する国庫補助率の安定

ています。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要でござ

います。

御審議の上、速やかに可決していただくことをお願いいたし

二、衆議院厚生労働委員長報告(平成二七年四月二八日)

案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律○渡辺博道君』ただいま議題となりました持続可能な医療保険

制度の財政基盤の安定化、医療保険の保険料に係る国民の負担本案は、持続可能な医療保険制度を構築するため、医療保険

報告申し上げます。

第一に、都道府県は、当該都道府県内の市町村とともに、

玉

創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、に関する公平の確保等の措置を講ずるほか、患者申し出療養の

民健康保険を行うものとすること、

総額に応じたものとするとともに、高齢者医療への拠出金負担の額について、平成二十九年度以降はその額の全てを標準報酬第三に、被用者保険等の保険者が負担する後期高齢者支援金第二に、国民健康保険への財政支援を拡充すること、

の重い保険者の負担を軽減する措置を拡充すること、

と認める場合には、その要因を分析し、必要な対策を講ずるも標に関する事項を定めるものとし、実績が目標を著しく上回る第四に、医療費適正化計画において、医療に要する費用の目

のとすること

医療技術を用いた療養を保険外併用療養費の支給の対象とする第五に、患者の申し出に基づき厚生労働大臣が定める高度の

等であります。

本委員会におきましては、翌十五日塩崎厚生労働大臣から提た後、同日本委員会に付託されました。本案は、去る四月十四日の本会議において趣旨説明が行われ

局いたしました。参考人から意見を聴取するなど審査を行い、二十四日質疑を終案理由の説明を聴取し、十七日から質疑に入り、二十三日には

の修正案が提出され、趣旨説明を聴取いたしました。質疑終局後、自由民主党及び公明党より、施行期日について

以上、御報告申し上げますなお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。次いで、原案及び修正案について討論、採決を行った結果、

○委員会修正の提案理由(平成二七年四月二四日)

度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案 ○高鳥委員 ただいま議題となりました持続可能な医療保険制

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律

ح

て、その趣旨を御説明申し上げます。に対する修正案につきまして、自由民主党及び公明党を代表し

での間の総報酬割部分の特例に関する改正規定等の施行期日を定、後期高齢者支援金の額の算定に係る全面総報酬割の実施ま修正の要旨は、協会けんぽに対する国庫補助に関する改正規

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。ります。

「平成二十七年四月一日」から「公布の日」に改めることであ

○附帯決議(平成二七年四月二四日)

を講ずるべきである。
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置

一 持続可能な医療保険制度を構築するためには増大する医療きる限り速やかに保険適用されるような措置を講じること。みとするとともに、患者申出療養の対象となった医療が、でみとするとともに、患者申出療養の対象となった医療が、でし、有害な事象が発生した際に不利益を被ることのない仕組一 患者申出療養については、患者が自ら申し出たことを理由

組の普及・促進を図る等医療費適正化の指導の徹底を図るこ費適正化の取組に加え、現在実施されている実効性のある取

費の抑制が不可欠であることに鑑み、今回の改正による医療

医療保険制度を再構築するための検討を行うこと。に応じた費用負担の在り方等について、必要に応じ、盤石なに応じた費用負担の在り方等について、必要に応じ、盤石な制度を含めた医療保険制度体系、保険給付の範囲、負担能力三 本法による制度改革の実施状況を踏まえつつ、高齢者医療

三、参議院厚生労働委員長報告(平成二七年五月二七日)

○丸川珠代君 ただいま議題となりました法律案につきまし ○丸川珠代君 ただいま議題となりました法律案につきまし の丸川珠代君 ただいま議題となりました法律案につきまし の丸川珠代君 ただいま議題となりました法律案につきまし

進を行うほか、患者申出療養の創設の措置を講じようとするも

のであります。

に、国立研究開発法人国立がん研究センターにおいて国内未承委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともととする修正が行われております。ととされていた改正規定について、公布の日から施行するこなお、衆議院において、平成二十七年四月一日から施行する

認薬等の実情を視察したほか、国民健康保険の運営の在り方、

みちよ委員より、患者申出療養に係る規定を削除することを内質疑を終局しましたところ、無所属クラブを代表して薬師寺ましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。電齢者医療に要する費用負担の問題、患者申出療養を創設する

して西村まさみ委員より原案に反対、日本共産党を代表して小次いで、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表容とする修正案が提出されました。

池晃委員より修正案に賛成、原案に反対、社会民主党・護憲連

合を代表して福島みずほ委員より修正案に賛成、原案に反対の

記論を終局し、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律

旨の意見がそれぞれ述べられました。

以上、御報告申し上げます。なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

を講ずるべきである。 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置()附帯決議(平成二七年五月二六日)

、国民健康保険について

に当たっては、都道府県と市町村との間の連携が図られる 都道府県を市町村とともに国民健康保険の保険者とする

備を着実に進めること。また、都道府県内の保険料負担の 便性を損ねることがないよう、 支援を行い、あわせて、市町村の保険者機能や加入者の利 康保険事業費納付金の納付等が円滑に行われるよう必要な よう、両者の権限及び責任を明確にするとともに、国民健 円滑な運営に向けた環境整

5

保険者努力支援制度の実施に当たっては、保険者の努力

講ずること。

格差がある現状に鑑み、受けられる医療サービスに見合わ 平準化を進めるに当たっては、医療サービスの水準に地域

ない保険料負担とならないよう配慮すること。

6

慮しながら、 も踏まえ、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を老 料の軽減措置について、地方創生の観点や地方からの提案 り方について検討するとともに、子どもに係る均等割保険 して介護保険には境界層措置があることも参考に、その在 国民健康保険の保険料負担については、低所得者対策と 引き続き議論すること。

可能な運営を確保する観点から、その評価及び検証を行う と。また、財政支援の効果について、国民健康保険の持続 図った上で、その財源を安定的に確保するよう努めるこ 収納率の向上等、 国民健康保険に対する財政支援に当たっては、保険料の 国民健康保険の運営面の問題の改善を

3

ع 都道府県の財政安定化基金からの貸付け及び交付につい

ため、それらの要件が適切に設定されるよう必要な措置を ては、国民健康保険における市町村の財政規律を維持する

う、綿密なデータ収集に基づく適正かつ客観的な指標の策 定に取り組むこと。 が報われ、医療費適正化に向けた取組等が推進されるよ

げられる組合に対する適切な激変緩和措置を検討するこ べき積立金が増加することへの対応など、補助率が引き下 調整補助金による支援や、定率補助の見直しに伴い保有す 保険者が多いなど個々の組合の財政影響等を踏まえた特別 とともに、定率補助の見直しに当たっては、対象となる被 に基づく保険者機能を発揮できるよう、必要な支援を行う 国民健康保険組合については、今後とも、自主的な運営

高齢者医療制度及び被用者保険について 高齢者の医療費の増加等に伴い、現役世代の負担が大き

については、実施状況の検証を行うこと。

と。また、所得水準の高い組合に対する定率補助の見直し

1

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律 くなっている中で、 持続可能な医療保険制度の確立に向け

て、更なる医療保険制度改革を促進するとともに、負担の

公平性等の観点から高齢者医療制度に関する検討を行うこ

前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金については、今

措置を講ずるとともに、将来にわたって高齢者医療運営円 れた拠出金負担が特に重い保険者に対する拠出金負担軽減 役世代の拠出金負担が過大とならないよう、本法に規定さ 後高齢化の一層の進展が見込まれていることを踏まえ、現

3 後期高齢者支援金の総報酬割の拡大に当たっては、被用 に、被用者保険の保険者及び被保険者に十分な説明を行 者保険の保険財政への影響の評価及び検証を行うととも その理解と納得を得るよう努めること。

滑化等補助金の財源を確保するよう努めること。

確保に努めること。 険料負担が過重とならないようにするため、必要な財源の 者の報酬水準が相対的に低いことに鑑み、その加入者の保 協会けんぽに対する国庫補助の在り方については、加入

患者負担について

にわたり入院を余儀なくされている療養患者等への配慮を 者、難病患者及び小児慢性特定疾病患者はもちろん、長期 入院時食事療養費については、今後も引き続き、低所得

十分に行うこと

2 の変化等を調査し、その結果に基づき適切な措置を講ずる ては、外来の機能分化促進の効果、低所得者等の受診状況 紹介状のない大病院受診に係る定額負担の導入に当たっ

とともに、定額負担の対象とならない症例等、

事例の明確

四、 化及び積極的な周知を行うこと。

1 医療費適正化計画及び予防・健康づくりについて 析し、地域医療構想を踏まえた指標を検討すること。 等の医療費適正化計画における指標については、医療費適 正化計画の指標の在り方については、地域医療の実態を分 正化効果の定量的な分析を行うとともに、今後の医療費適 特定健康診査及び特定保健指導の実施率、平均在院日数

センティブ付与の在り方について十分に検討すること。 の周知に積極的に取り組むとともに、必要な医療を受ける べき者が受診を抑制し、重症化することがないよう、 インセンティブの強化に当たっては、保険者に対し好事例 保健事業において保険者が実施する予防・健康づくりの

2

Ŧ, 患者申出療養について

1 できる環境を整備するとともに、製薬企業から不適切な関 れるよう、患者が必要とする医薬品等の情報を容易に入手 患者申出療養については、患者からの申出が適切に行わ

ずること。 ま査体制の整備、利益相反の適切な管理等必要な措置を講療養が実施されるよう、患者等に対する相談体制及び倫理に関する倫理指針」に基づく臨床研究等として、患者申出に関する倫理指針」に基づく臨床研究等として、患者申出があると。

2 患者申出療養の実施に当たっては、医の倫理及び被験者2 患者申出療養の実施に伴い、日が押しつけられないよう、患者申出療養の実施に伴い、任が押しつけられないよう、患者申出療養の実施に伴い、患者申出療養の実施に当たっては、医の倫理及び被験者

国際水準を目指したものとなるよう、必要な措置を講ずる価が着実に実施されるよう、また、臨床研究計画の内容が甲出療養に関する会議において厳格かつ透明性ある審議が申出療養に関する会議において厳格かつ透明性ある審議が

し、必要な支援措置を講ずるとともに、患者申出療養に関め、負担が重くなる臨床研究中核病院等の医療機関に対患者申出療養においては、円滑な制度の運用に資するた

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律

業の迅速化及び効率化が図られるよう、所要の措置を講ず申出が予想される医薬品等のリスト化を行うなど、申請作また、関係学会等に協力を要請し、患者申出療養においてど、医療従事者等の負担について十分な配慮を行うこと。わる医療従事者等が長時間労働にならないようにするな

化を図るとともに、国民にとって分かりやすいものとする用療養費制度がますます複雑化することから、制度の効率たに患者申出療養制度が設けられることにより、保険外併速評価制度及び国家戦略特別区域での先進医療に加え、新

5

評価療養の中で実施されている先進医療、最先端医療迅

ること。

右決議する。

ے عے